

**デジタルと専門分野の掛け合わせによる
産業DXをけん引する高度専門人材育成事業
Q&A**

【申請要件等】		
No.	ご質問	回答
1	1 大学等からの申請上限はありますか。	大学等（大学、短大、高専）を単位として、1つの大学等につき、1件の申請が可能です（2件以上の申請はできません。）。ただし、他大学等の申請に連携大学等として参画することは可能です。
2	複数の専門分野の取組を申請する場合、それぞれの専門分野毎に、1大学等で2件以上の申請をすることは可能ですか。	1大学等で1件が申請上限のため申請することはできません。なお、申請する中で複数分野の取組を実施することは可能です。
3	異なる学部等の取組を併せて申請することは可能ですか。また、その場合専門分野の件数の上限はありますか。	可能です。また、専門分野の件数に上限はありません。
4	複数学部等が連携した取組を申請することは可能ですか。	可能です。
5	他大学等と連携した取組を申請することは可能ですか。	可能です。
6	大学院大学が申請することは可能ですか。	可能です。
7	大学院を置く大学において、研究科等のみの取組を申請することは可能ですか。	可能です。
8	大学等が完成年度を迎えていない場合、本事業に申請することは可能ですか。	大学等が完成年度を迎えていない場合は、本補助金の対象外となり、本事業へは申請できません。
9	大学等は完成年度を迎えています。が、学部等の新設・改組を行い、完成年度を迎えていない学部等があります。完成年度を迎えていない学部等がある場合、本事業に申請することは可能ですか。	大学等が完成年度を迎えている場合は、完成年度を迎えていない学部等の取組でも申請することは可能です。ただし、学部等が完成年度を迎えるまでは設置計画履行状況等調査（AC調査）の対象であり、設置時の計画を履行する必要があります。 本事業は教育課程等の変更を伴う事業であることから、設置時の計画との整

		合性等に留意してください。
10	申請要件にある「教学マネジメントの確立」とは具体的にどういった状態のことで、申請者は何を示す必要があるのですか。	「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)に基づき、教学マネジメントを全学的に取り組んでいることが申請要件です。各大学等の取組について、申請書等に記入してください。
11	申請要件にある「実験・実習等のカリキュラム」について、実技、演習、講義科目は対象になりますか。	事業の目的に沿っていれば実技、演習、講義科目も対象になります。
12	申請要件にある「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)に認定されている又は令和4年度の認定に申請する予定を有していること」について、令和5年度に申請予定の場合は、申請することは出来ないのですか。 また、本事業に採択された後、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に認定されなかった場合は本事業の予算措置はどうなるのですか。	本事業の「デジタル×専門分野」の教育を推進するといった趣旨に鑑み、既に認定されている場合か、令和4年度に申請する予定を有している大学等を申請対象としています。 なお、本事業に採択された後に数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に申請したが認定されなかった場合は、直ちに補助金の返還を求めものではありませんが、事業の趣旨を踏まえ、令和5年度以降の認定に向けて改めて準備いただくことが必要です。
13	大学院大学は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)の対象に該当しないが、本事業へ申請することはできないのですか。	申請することは可能です。大学院大学には、本要件は適用されませんが、全学的にリテラシーレベルの数理・データサイエンス・AI教育を実施している旨を申請書等に記入してください。
14	申請要件について、連携大学等にも適用されるのですか。	申請大学等が申請要件を満たしていることが必要です。連携大学等には必ずしも求めるものではありません。
15	概算要求時の事業「スマートDX設備を活用した高度専門人材育成事業」では、農学系、医療系、工学系の取組事例が示されていましたが、申請にあたって専門分野に制限はあるのですか。	申請する取組について、専門分野に制限はありません。
16	人文社会科学系の取組を申請することは可能ですか。	事業の目的に沿っていれば申請可能です。
17	医療系の取組を申請することは可	申請することは可能です。ただし、実習

	能ですか。	の高度化や遠隔医療に関する教育内容の充実を検討する医療系学部を有する大学に対し、早期に教育・実習体制を構築するためのシミュレーターやDX設備、感染対策関連機器等の整備を支援するため、文部科学省において「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」を令和3年度補正予算に計上しています。大学等において、各事業の目的に沿って申請してください。								
18	主として数理・データサイエンス・AI教育を実施する学部等（情報科学部やデータ科学部等）においては、掛け合わせる専門分野がないが、そのような学部等の取組を申請することは可能ですか。	主として数理・データサイエンス・AI教育を実施する学部等はデジタルを専門分野としていると考えられるため、当該学部等が単独で、DX教育設備を活用した取組を申請することは想定していません。そのため、他の専門分野の学部等と連携して取組を申請いただくことを推奨します。								
19	申請資格として、収容定員充足率や入学定員超過率は設定されますか。	<p>大学教育再生戦略推進費（「再推費」）の申請資格のような入学定員超過率等の申請資格の設定はしません。</p> <p>ただし、組織運営関係として、連携事業を実施する他の大学等を含めて以下に該当する場合は、申請できません。</p> <p>（組織運営関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 学生募集停止中の大学等 ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学等 iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和3年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学等 <table border="1" data-bbox="831 1865 1369 2022"> <tr> <td>区分</td> <td>学士課程（全学部）</td> <td>短期大学（全学科）</td> <td>高等専門学校（全学科）</td> </tr> <tr> <td>収容充足率</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> </table>	区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）	高等専門学校（全学科）	収容充足率	70%	70%	70%
区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）	高等専門学校（全学科）							
収容充足率	70%	70%	70%							

		iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学等
20	申請資格のiii)「修業年限期間中、連続して収容定員充足率を満たしていない大学等」の「連続して」とは、どのような場合ですか。また、学士課程（全学部）とは、学部それぞれで収容定員充足率を確認し、それぞれで70%以上でなければならないということですか。それとも、各学部でみるのではなく、全学収容定員に対する充足率としてみるのですか。	例えば、修業年限が4年制の大学の場合、平成30年度～令和3年度において、収容定員充足率が70%を満たさない場合は申請資格を満たしません。また、収容定員充足率については、全学の合計で満たしている必要があります。
21	申請資格を満たさずに申請し、事後に資格がないことが判明した場合はどうなりますか。	申請資格がない場合、申請できません。万が一、申請資格を満たしていないにも関わらず、申請した場合は、申請を取り下げるのみにとどまらず、新たに公募するその他の事業に申請できなくなることがあり得ますので、申請者において申請資格・要件等を提出前に入念に確認してください。

【取組内容等】		
No.	ご質問	回答
22	公募要領に記載のあるデジタルマインド・スキルを身に付ける取組とは、具体的にどのような取組ですか。	専門分野のデータを活用して実践できる高度専門人材を養成するための取組です。 本事業では、専門分野特有のデータ収集、データ理解、関係性の読み取りを実践するなど、産業界等のDX動向も見据え、DX教育設備を整備することで実験・実習等のカリキュラムを高度化し、「デジタル×専門分野」の取組を推進するものです。
23	複数科目の実験・実習等の科目の高度化に資する取組とは、何科目以上の取組が申請対象となりますか。上	2科目以上の実験・実習等の科目の高度化に資する取組であれば申請は可能ですが、産業界等のニーズを踏まえて

	限はありますか。	取り組むことが望めます。なお、上限はありません。
24	実験・実習等のカリキュラムの高度化については、既存の授業科目を見直す取組は申請対象となりますか。新規で科目を開設しないといけないのですか。	既存の授業科目を見直す取組、新規で科目を開設する取組のいずれも申請対象となります。
25	高度化に資する科目は、必修科目でないといけないのですか。	必ずしも必修科目における取組でなくてもかまいません。ただし、産業界等の動向を踏まえた人材養成を行うという本事業の趣旨を踏まえ、高度化に資する科目を含め体系的なカリキュラムにおいて事業目的を達成することが必要です。
26	「デジタル×専門分野」の教育プログラムを進める取組として、例えば副専攻プログラムの開設などが必要ですか。	必ずしも副専攻プログラムの開設までを求めるものではありません。
27	実験・実習等の科目の中でデータ収集やデータ分析等の内容を盛り込むことが必要ですか。	実験・実習等の科目の中でデータ収集やデータ分析を行い、体系的なカリキュラムの中でデータを活用した演習等を実施することなどが考えられます。
28	本事業により高度化した実験・実習等のカリキュラムは令和3年度から反映しなければならないのですか。	令和3年度のカリキュラムは進行中であるため、反映しなくても構いませんが、可能な限り速やかにDX教育設備を導入し、実験・実習等の科目の高度化を図ることが望めます。
29	DX教育設備とはどのような設備でしょうか。	本事業の趣旨を踏まえ、「デジタル×専門分野」の教育プログラムを実施する上で必要となる設備が対象となります。
30	整備する教育設備については、その全てが専門分野特有のデータ収集が可能な教育設備のみに限られますか。	取組を実現するために必要なものであれば、個々の教育設備に制限等はありません。
31	整備する教育設備については、遠隔利用のものに限られますか。	取組を実現するために必要なものであれば、個々の教育設備に制限等はありません。
32	整備する教育設備については、更新ではなく、新規購入も可能ですか。	可能です。

33	整備する教育設備について、遠隔での実験・実習等の科目の改善に資する取組は支援対象になりますか。	対象になります。ただし、例えばテレビ会議システムや単に遠隔授業を実施するための事業ではありませんので、事業目的を達成するための取組に必要な教育設備であることが必要です。
34	整備する教育設備について、高度化に資する科目以外で活用することは可能ですか。	本事業の目的を果たした上で、他に活用することは差し支えありません。
35	産業界等のDX動向を把握とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのですか。	実社会で活躍する高度専門人材を育成することが必要であり、大学等で閉じることなく、当該人材の輩出先として想定される産業界等のDX動向、課題やニーズなどを的確に把握し、実験・実習等のカリキュラムを高度化することが必要です。
36	産業界等とあるが、民間企業に限定されるのですか。	民間企業に限定されません。産業界等には、自治体、業界団体、NPO等の幅広い機関が対象となります。
37	産業界等との連携について、どの程度の連携が求められるのですか。	本事業の実施において、実験・実習等のカリキュラムの高度化に当たり、産業界等と連携する仕組みを設けることが必要となります。なお、どのように産業界等と連携するかは取組内容によって様々であり、申請大学等において判断してください。
38	産業界等との連携先を記載することになるが、連携先から承諾書を得ることは必要ですか。	必ずしも承諾書を得ることまでは求めていませんが、取組を確実に実施できるよう連携先として申請する旨の了解を得ておくことが必要です。
39	産業界等との連携として、例えば、実務家教員や企業の最前線で活躍する人材が授業等を行うことは可能ですか。	可能です。なお、実務家教員等の協力については要件ではありませんが、産業界等の動向を理解する上で効果的であると考えられます。

【補助額等】		
No.	ご質問	回答
40	本事業の予算科目は何ですか。	大学改革推進等補助金です。
41	補助上限額に満たない計画で申請することは可能ですか。	可能です。

42	示されている単価は事業総額ですか。それとも補助上限額ですか。	補助上限額です。
43	補助の下限額は設定されますか。	下限額の設定はありません。
44	複数学部等の取組を併せて申請した場合や、複数学部等が連携した取組を申請した場合、補助上限はどうなりますか。	補助上限額は1.5億円です。
45	補助率は何割ですか。	設置形態や学校種を問わず、10/10の定額です。
46	間接経費は措置されますか。	本事業では措置されません。

【補助対象経費等】		
No.	ご質問	回答
47	本事業は、どのような経費に充てることができるでしょうか。	取組を進めるために必要となる設備備品費、人件費・謝金、旅費、その他となります。なお、補助対象経費等の詳細については、公募要領及び取扱要領を確認ください。
48	人件費やソフトウェア使用料、クラウドストレージ、クラウドサービスの使用料等は補助対象経費に含まれますか。	本事業の実施に必要な人件費やソフトウェア使用料等については交付決定日以降に支出するもの、契約したもののについては補助対象経費となります。ただし、複数年度に跨った契約による使用料等については、補助対象期間の使用料のみ補助対象となりますので、御留意ください。
49	教育設備のメンテナンス費用は対象となりますか。	補助対象期間であれば対象となります。
50	事業費を施設の建築費・改修費に充てることは可能ですか。	施設等の建設費・改修費に要する経費は、補助対象外です。 なお、設備備品の据え付け等に必要な経費(設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、設備備品を設置し、調整するために必要な経費、設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費、設備備品の稼働に必要な電源の新設や、ガス、水道、排気、排水の配管に必要な経費)については補助対象経費に含まれます。

51	据付工事費は補助対象経費に含まれますか。	設置にあたり据付が必要となる設備の場合、据付調整費は補助対象経費となります。
52	物品調達契約や必要な人員の雇用を交付決定前に行っても差し支えありませんか。(本事業は事前着工が認められますか。)	補助金の性質上、交付決定前に行った契約等については、補助対象とすることは出来ません。(本事業では事前着工は認められません。)例えば、交付決定前に稼働済もしくは契約済の設備整備費に対し、本補助金を充てることはできません。
53	業者選定の際、相見積もりが必要ですか。	本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学等における契約上の取扱上、適切な取扱を行うようにしてください。なお、採択後の契約においては、本補助金は、補助金適正化法等が適用されるため、一般競争契約(契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式)を採る必要があります。
54	対象とならない経費はありますか。	詳細については、公募要領等をご確認ください。例えば、施設の建設、教職員に係る経常的な人件費、その他本補助事業の遂行に関係のない経費に補助金を充てることはできません。
55	取組を実施にするにあたり必要な設備を海外から購入することはできますか。	事業を遂行するために真に必要な設備備品の購入など環境整備費(設備費)については、補助対象です。
56	他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載がありますが、本公募においても該当しますか。	本事業においては該当しません。
57	外注費と委託費の考え方について、外注費は請負契約、委託費は委任契約(その他(諸経費)で計上)になりますか。なお、委託費については補助対象経費総額の50%を超えてはならない制約がありますが、外注費に関しては制約がないと理解し	外注費は請負契約、委託費は委任契約(その他(諸経費)で計上)となります。なお、補助対象経費の総額の50パーセントを超えてはならないのは委託費に関してであり、外注費に関しては制約がないものの、事業の遂行に必要な範囲内で計上することが望まれます。

	てもよろしいですか。	
--	------------	--

【経費の繰越等】		
No.	ご質問	回答
58	令和4年度に繰り越して事業を実施することは可能ですか。	<p>本事業は令和3年度補正予算による事業のため、一定の手続きが必要となりますが、令和4年度に繰り越して事業を実施することができるよう、調整中です。</p> <p>なお、本事業は令和3年度補正予算に計上されているため、例えば令和3年度に仕様の検討を行うなど、何らかの取組に着手している必要があります。（本事業は令和3年度補正予算上、財政法第14条の3に規定する「繰越明許費」となっています。）</p>
59	申請書上、様式2及び様式3については、令和3年度分の計画のみを記載すればよいですか。それとも令和4年度分の計画も含めて記載すべきですか。	<p>本事業は令和3年度補正予算による事業のため、原則として令和3年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和3年度内に完了しない場合には、令和4年度に実施予定の計画も含めた形で様式2及び様式3を作成してください。No.60のとおり、文部科学省において令和3年度予算の繰越手続きを行うことを予定しています。</p>
60	令和4年度への繰越が認められた場合、各大学等が個別に繰越のための手続きを行う必要があるのでしょうか。	<p>令和4年度への繰越手続きにあたっては、各大学等から個別の繰越事由を求めず、文部科学省において手続きを行います。</p>
61	令和4年度に繰り越して事業を実施する場合、改めて事業計画書の再作成が必要になりますか。また、繰越が承認されるまでの間、経費支出が認められないなど留意することはありますか。	<p>翌年度に繰り越して事業を実施する場合、事業計画書の再作成は不要です。また、翌年度への繰越が認められれば、令和4年度においては、当初から経費支出が可能です。</p>

【申請書等の記載方法等】		
No.	ご質問	回答
62	申請書（様式2）の記入要領にある「事業終了時点」とは、補助事業終了時点（令和3年度末、繰越の場合は令和4年度末）を指すのか、補助事業終了後の教育への展開期間を含めた「（令和5年度以降も含めた）全体的な事業期間」のどちらでしょうか。 また、補助事業終了時点での達成目標とした際に、教育効果に限らず記載してもよろしいでしょうか。	繰越が可能となった場合は、申請書等に記載した補助事業すべてが完了した時点において成果が求められます。その後についても、必要に応じて成果を求める場合があります。 なお、補助事業終了時点での達成目標は、教育効果も含め、できる限り多面的に記載してください。
63	様式2に表や図を掲載したい場合は、参考資料にしなければなりませんか。（本文中に表などを図示しても構いませんか。）	本文中に表や図を入れることは差し支えありませんが、その場合もA4で4枚以内としてください。
64	本事業で複数分野の取組を計画し、実験・実習等の科目が多数になる場合も様式2は4枚以内で作成しないとイケないのですか。	様式2は4枚以内としてください。複数分野の取組の場合等は、ポイントを絞るなど工夫して記載いただくとともに、参考資料を活用するようお願いいたします。
65	様式3の未使用行・項目等申請に内容に影響を及ぼさない部分は削除して良いですか。	構いません。 なお、計算式等様式の表示に影響がないように削除してください。

【審査方法等】		
No.	ご質問	回答
66	審査はどのように実施しますか。	外部有識者で構成される委員会にて審査を行う予定です。
67	評価の観点はどのようなものですか。	審査の観点等を参照してください。観点としては、教学マネジメント体制、取組の具体的内容及び実現可能性、産業界等との連携、取組の優位性、取組の達成目標及び検証となっています。
68	審査過程において面接審査は実施されるのですか。	面接審査を行う予定はありません。書面審査をした上で合議審査を行うことと予定しています。

【その他】		
No.	ご質問	回答
69	申請状況や選定状況は公表されますか。	選定時に公表予定です。
70	不採択の場合、その旨の通知はされますか。	申請のあった大学等に対して結果を通知する予定です。
71	本事業は令和3年度補正予算に計上されていますが、令和4年度当初予算案における対応はどうなっていますか。	令和4年度当初予算案には、計上されません。
72	本事業の成果報告はいつ行われる予定ですか。	補助事業を完了した場合、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を文部科学大臣宛に提出いただく予定です。
73	事前に文科省に対して構想内容について個別相談を行うことは可能ですか。	スケジュールの関係等により、事前に個別の相談はお受けしておりません。ご質問はメールで受け付け、当該回答については、Q&Aに追記して適宜更新していく予定ですので、Q&Aをご参照ください。
74	事業を繰り越した場合、会計基準上、交付決定日の年度に補助金収入として計上しても問題ないですか。もしくは事業終了後の年度に計上することになりますか。	各大学等における会計基準上の取扱いについては、各学校種及び各大学等それぞれの補助金収入の取扱いに準じて計上いただくこととなります。
75	業者からの見積書類の添付は必要ですか。また、必要であった場合、原本証明の押印は必要ですか。	業者からの見積書類の添付は不要です。なお、本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学等における契約上の取扱い上、適切な取扱いを行うようにしてください。
76	実績報告書に関して、記載項目の指定や分量の目安はありますか。	交付要綱及び取扱要領をご確認ください。